那覇市都市計画図

2024年（令和6年）3月時点

・この図面は、上記時点における概ねの内容を表示したものです。
・那覇市は、この図面によって発生した直接または間接の損失や損害等について、一切の責任を負いません。
・詳細及び最新の情報については、那覇市役所都市みらい部都市計画課でご確認ください。

位置図
伊江村
今帰仁村
本部町
国頭村
大宜味村
東村
名護市
宜野座村
恩納村
金武町
読谷村
うるま市
嘉手納町
沖縄市
北谷町
北中城村
宜野湾市
中城村
浦添市
西原町
那覇市
南風原町
与那原町
豊見城市
八重瀬町
南城市
糸満市
津堅島
久高島
N
S
E
W
牧志・安里地区高度利用地区（詳細図） Non scale
550 商業 80
450 商業 80
550 商業 80
久茂地高度利用地区（詳細図） Non scale
600 商業 80
700 商業 70
400 商業 80
700 商業 70
700 商業 70
700 商業 70
700 商業 70
首里金城町内特殊街路（詳細図） Non scale
那覇港
那覇空港
那覇空港旅客ターミナルビル
那覇空港駅
泊・新港臨港地区
那覇臨港地区
新港ふ頭
泊ふ頭
那覇ふ頭
米軍施設那覇軍港
沖縄県中央卸売市場
漫湖
漫湖風致地区
末吉風致地区
空港南地区地区計画
赤嶺駅前高度利用地区
首里金城地区都市景観形成地域
龍潭通り沿線地区都市景観形成地域
1号那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合
沖縄自動車道
経塚駅
石嶺駅
儀保駅
首里駅
市立病院前駅
古島駅
おもろまち駅
安里駅
牧志駅
美栄橋駅
県庁前駅
旭橋駅
壺川駅
奥武山公園駅
小禄駅
赤嶺駅
13000m
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24000m
27000m
26
25
24
23
22
21
20000m

①	8・7・那9
②	8・7・那10
③	8・7・那11
④	8・7・那12
⑤	8・7・那13
⑥	8・7・那14
⑦	8・7・那15
⑧	8・7・那16
⑨	8・7・那17
⑩	8・7・那18
⑪	8・7・那19
⑫	8・7・那20
⑬	8・7・那21
⑭	8・7・那22
⑮	8・7・那23
⑯	8・7・那24

	地区計画等名称	面積（ha）
1	小禄金城地区地区計画	110.5
2	具志宮城地区地区計画	27.8
3	泊地区地区計画	0.9
4	壺川地区地区計画	13.6
5	久茂地地区地区計画	4.4
6	松山地区地区計画	1.9
7	空港南地区地区計画	9.1
8	小禄南地区地区計画	30.7
9	石嶺北翔・福祉地区地区計画	17.8
10	真嘉比古島地区地区計画	106.9
11	那覇新都心地区地区計画	207.7
12	那覇新都心地区再開発地区計画	10.1
13	首里石嶺農住地区地区計画	1.8
14	石嶺市営住宅地区地区計画	8.0
15	宇栄原市営住宅地区地区計画	7.6
16	農連市場地区防災街区整備地区計画	3.2
17	石嶺福祉センター線沿道北地区地区計画	0.8
18	大名市営住宅地区地区計画	5.5
19	久茂地牧志地区地区計画	10.9

凡例

都市施設等		摘要
─・─・─	市町村界	
▨	公園・緑地・墓園	・名称の（街）（近）（総）（運）は公園の種別を表し、（緑）は緑地、（墓）は墓園、（港）は那覇港管理組合の管理する緑地、（無）は都市計画決定によらない公園緑地を表す。
▭	学校	
起点 終点 ⇨	都市計画道路	路線番号（幅員） 例 3・4・47（17M）
▩	雨水貯留施設	
▨	市場	
▦	バスターミナル	
	モノレールルート及び駅・車庫	
▦	駐車場	
▭	ごみ処理場	
⌐－－¬	土地区画整理事業	
┌--┐	市街地再開発事業	

凡例

用途地域以外の地域地区等		摘要
┌─・─┐	高度利用地区	上段は容積率（%） 下段は建ぺい率（%） ※例 600 商業 80
▩	防火地域	沿道型は 都市計画道路端から18m
▥	準防火地域	沿道型は 都市計画道路端から18m
▭	風致地区	「那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例」による規制あり
⌐－－¬	臨港地区	「那覇港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」による規制あり
▭	特別用途地区 第一種文教地区 地場産業振興地区	「沖縄県文教地区建築条例」、「那覇市都市計画地場産業振興地区建築条例」による規制あり
▭	地区計画	「那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域における建築物の制限に関する条例」による制限あり
▭	再開発地区計画	
▭	都市景観形成地域	「那覇市都市景観条例」による都市景観形成基準あり

凡例

用途地域		摘要（容積率／用途地域／建蔽率）
🟩	第一種低層住居専用地域	※1 容積150の区域はすべて高さ12m ※2 具志・宮城の容積100の一部で高さ12m 80 一種低層 40 100 一種低層 50 150 一種低層 50 80 一種低層 30
🟦	第二種低層住居専用地域	※ 容積150の区域はすべて高さ12m 100 二種低層 50 150 二種低層 50
🟩	第一種中高層住居専用地域	150 一種中高層 60 200 一種中高層 60 200 一種中高層 30
🟩	第二種中高層住居専用地域	200 二種中高層 60
🟨	第一種住居地域	200 一種住居 60 300 一種住居 60 200 一種住居 30 200 一種住居 40
🟧	第二種住居地域	200 二種住居 60 200 二種住居 30 200 二種住居 40
🟧	準住居地域	200 準住居 60 200 準住居 30 200 準住居 40
🟪	近隣商業地域	200 近隣商業 80 300 近隣商業 80 400 近隣商業 80
🟥	商業地域	300 商業 80 400 商業 80 500 商業 80 600 商業 80
🟪	準工業地域	200 準工業 60 400 準工業 60
🟦	工業地域	200 工業 60
▨	市街化調整区域	200 60

注1）道路沿いの用途地域について、距離が図示されていない箇所は、計画道路若しくは現況道路端から25m、又は地形地物が境界である。
注2）赤書きの容積率及び建ぺい率については、「風致地区」における制限とする。
注3）建築基準法第54条に規定する外壁の後退距離の限度は定めなし。

用途地域による建築物の用途制限の概要

□ 建てられる用途
■ 建てられない用途

用途地域内の建築物の用途制限	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿													■	
兼用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一定規模以下のもの													■	
幼稚園、小学校、中学校、高等学校												■	■	
幼保連携型認定こども園														
図書館等													■	
神社、寺院、教会等														
老人ホーム、福祉ホーム等													■	
保育所等、公衆浴場、診療所														
老人福祉センター、児童厚生施設等	①	①						①						①一定規模以下のものに限り建築可能
巡査派出所、公衆電話所等														
大学、高等専門学校、専修学校等	■	■						■				■	■	②当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500 ㎡以下の場合に限り建築可能
病院	■	■						■				■	■	
2階以下かつ床面積の合計が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等	■												⑫	
2階以下かつ床面積の合計が500㎡以内の一定の店舗、飲食店等	■	■						⑧					⑫	③当該用途に供する部分が3,000 ㎡以下の場合に限り建築可能
上記以外の店舗、飲食店等	■	■	■	②	③	⑤	⑤	■				⑤	⑤ ⑫	
事務所等	■	■	■	②	③			■						
ボーリング場、スケート場、水泳場等	■	■	■	■	③			■					■	④当該用途に供する部分が50 ㎡以下の場合に限り建築可能
ホテル、旅館	■	■	■	■	③			■				■	■	
自動車教習所	■	■	■	■	③			■						
床面積の合計が15㎡を超える畜舎	■	■	■	■	③			■						⑤当該用途に供する部分が10,000 ㎡以下の場合に限り建築可能
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場	■	■	■	■	■			■					■	
勝馬投票券発売所、場外車券売場等	■	■	■	■	■	⑤	⑤	■				⑤	■	
カラオケボックス等	■	■	■	■	■			■						⑥当該用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場、観覧場は客席）が200 ㎡以下の場合に限り建築可能
2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車車庫	■	■						■						
倉庫業を営む倉庫、自動車車庫で床面積の合計が300㎡を超えるもの又は3階以上の部分にあるもの（一定規模以下の付属車庫等を除く）	■	■	■	■	■	■		■						
倉庫業を営まない倉庫	■	■	■	②	③			⑨						⑦当該用途に供する部分が150 ㎡以下の場合に限り建築可能
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	■	■	■	■	■	■	⑥	■				■	■	
劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブ等、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの	■	■	■	■	■	■	■	■				■	■	⑧農産物直売所、農家レストラン等に限り建築可能
キャバレー、料理店等	■	■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	⑨農作物又は農業の生産資材の貯蔵に供するものに限り建築可能
個室付浴場業に係る公衆浴場等	■	■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの	■	■	■	■				■						
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの	■	■	■	■	■	■	■	⑩						⑩農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの（著しい騒音を発生するものを除く）に限り建築可能
作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの	■	■	■	■	■	■	■	⑩	■	■				
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			⑪当該用途に供する部分が300 ㎡以下の場合に限り建築可能
自動車修理工場	■	■	■	■	④	④	⑦	■	⑪	⑪				
日刊新聞の印刷所	■	■	■	■	■	■	■	■						
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設	■	■	■	②	③			■						⑫物品販売業を営む店舗及び飲食店は建築不可
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設	■	■	■	■	■	■	■	■						
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

注） 本表は建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。
詳細は、那覇市まちなみ共創部建築指導課でご確認ください。

1:10,000

0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000 1500 2000 m

那覇市都市みらい部 都市計画課 作製

背景図については、国土地理院長の承認を得て、基盤地図情報を使用したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R5JHs 590」